

滝沢市総合計画審議会委員を公募します

◆滝沢市総合計画審議会委員の役割

滝沢市総合計画審議会は、市の総合的な計画の策定や行政改革の推進に関し重要事項を調査、審議するため、市長の諮問機関として設置されており、委員は、市民、学識経験者、関係団体の役職員及び関係行政機関の職員など25人以内で構成されています。

委員は、限られた範囲での要望や苦情を述べるのではなく、市の将来について、幅広い視野と公平な立場で意見を発する役割を担います。

◆滝沢市総合計画について

令和6年4月から開始した、第2次滝沢市総合計画は、「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた」地域の実現に向け、市民それぞれの周囲にやさしさが循環するような社会的包摂性が高い地域社会「やさしさに包まれた滝沢」を創出することを目指した地域社会計画で、令和6年度～令和13年度までの8年間を計画期間としています。

市は現在、この総合計画を基に各種事業へ取り組んでいます。

◆募集要項

○募集人員

3人程度

○応募資格

- (1) 滝沢市に住所を有する20歳以上で「子育て世代」「学生」「地域事業者」のいずれかの区分に該当する人。
- (2) 過去に滝沢市総合計画審議会委員の委嘱を受けたことのない人。
- (3) 市の教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員以外の人。
- (4) 幅広い視野に立ち、公平な立場で議論や意見交換を行える人。
- (5) 自分の意見を述べるとともに、他の委員の自由な発言を最大限に尊重できる人。
- (6) 審議会でも知り得た情報のうち、個人に関する情報については、市の個人情報保護条例に基づき、決定事項ではない情報等については、市の行政情報公開条例に基づき、守秘義務を遵守できる人。

○任期

令和6年6月1日から令和8年5月31日（予定）

○会議の予定

- (1) 会議開催は年2回程度で、1回当たりの会議時間は約2時間です。
- (2) 会議は、平日の日中に主に市役所内の会議室で開催します。

○報酬及び旅費

- (1) 報酬…会議への出席1回ごとに7千円(源泉徴収あり。)
- (2) 旅費…滝沢市旅費規程に基づき支給(自宅～会議開催場所の往復距離数により算出します。)

○応募書類

- (1) 応募申込書(住所、氏名、連絡先電話番号、生年月日、年齢、性別、職業、総合計画審議会委員の経験有無、社会活動への参加状況、応募動機を記入してください。)
- (2) 小論文(課題について800字以内で記述してください。)

第2次滝沢市総合計画中、市域全体計画では政策展開に当たって重視すべき視点として「つながる滝沢」「こどもまんなか滝沢」「いきいき滝沢」「まなぶ滝沢」「はたらく滝沢」を掲げています。これを踏まえ、下記の課題にお答えください。

【課題】「つながる滝沢」「こどもまんなか滝沢」「いきいき滝沢」「まなぶ滝沢」「はたらく滝沢」の5つのキーワードから2つを選択し、そのキーワードに関する考えを記述してください。

*記載事項を満たしていれば、任意の用紙に記載したものでもかまいません。

*応募申込書は、市庁舎1階総合案内、東部出張所で配布しています。また、ホームページからのダウンロードも可能です。

○応募方法

次のいずれかの方法で、企画政策課に応募書類を提出してください。

- (1) 郵送 〒020-0692 滝沢市中鶉飼55 滝沢市企画総務部企画政策課
- (2) 電子メール kikaku@city.takizawa.iwate.jp

○応募締め切り

令和6年5月15日(水) 必着

○選考結果のお知らせ

5月下旬に、応募者全員に選考結果を通知します。